

報 道 資 料

発表日：令和4年2月25日
所 属：県土マネジメント部
 地域デザイン推進局建築安全推進課
担 当： 監察係 奥井、大谷
電 話：0742-27-7564
内 線：4424

「建築物防災週間」における防災対策の推進

「建築物防災週間」は、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和35年以来毎年2回全国で実施されています。本県では、その期間中に、住宅・建築物の所有者・管理者に対する普及・啓発活動や防災査察を実施しています。

記

1 実施期間

令和4年3月1日(火)から3月7日(月)まで（令和3年度春季）

2 具体的な実施事項

○広報活動の実施

建築物の所有者・管理者の方に定期報告制度や地震等に備えた対策への理解を深めていただくため、各特定行政庁や関係団体の窓口でパンフレットを配布するとともに、公共施設及び大型店舗等で啓発ポスターの掲示を行います。

また、奈良県のホームページ上でもパンフレットの掲載をしております。

○防災査察の実施

令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災を踏まえ、類似火災の発生による被害を防止するため、建築物の状況を調査し、必要に応じて指導を実施します。

<対象建築物> 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条の2の2第2号に該当する防火対象物（特定一階段等防火対象物）

<重点事項> 建築基準法令に基づく防火対策の啓発
対象建築物に対する定期報告の徹底